

第9章 運営・体制の整備

1. 運営・体制の整備の方向性

本史跡指定地及び周辺の遺構の保存や活用は、遺構が確認されて以降、高輪築堤跡等の保存や活用等のあり方を検討するにあたり、委員会を設置し、有識者をはじめ、行政（文化庁、東京都、港区）や事業者（JR東日本、UR都市機構）等の多くの関係者が連携し、品川開発プロジェクト第I期開業（2024年度末に4街区開業、2025年度中に1～3街区開業）に向けて、現在進められている品川開発プロジェクトによるまちづくりと相互調整を図りながら検討が進められてきた。

今後も、所有者のJR東日本をはじめとする事業者等が進める新しいまちづくりの中で適切に史跡の保存・活用を行っていくため、整備や品川開発プロジェクト第I期開業や史跡の公開等の今後のまちづくりの進捗に合わせて、史跡に関わる関係者・関係機関が情報を共有し、連携していくための体制を構築し、継続していく。

第4章の現状・課題及び第5章の大綱・基本方針等を踏まえ、運営・体制の整備の方向性を以下のように定める。

<運営・体制の基本方針>

史跡の所有者として保存・活用に必要な体制を作るとともに、官民で連携した保存・活用体制を構築する。

①史跡に関わる関係者・関係機関の連携体制を継続し、官民で連携して保存・活用に取り組む。

- ・史跡の保存・活用を周辺と共に包括的に進め、将来にわたり高輪築堤跡の本質的価値を継承していくために、史跡に関わる情報共有、調整や協議の場を継続して設け、官民で連携して保存・活用に取り組む。

②まちづくりの状況に合わせて必要な体制を構築していく。

- ・今後のまちづくりの進捗に合わせて、関係者・関係機関が史跡に関わる情報を共有し、適切に保存・活用を図っていくための連携体制を、まちづくりの段階に合わせて構築していく。

2. 運営・体制の整備の方法

所有者であるJR東日本をはじめとする事業者が進める新しいまちづくりの中で史跡の保存・活用を行っていくため、その事業の進捗に合わせて体制を構築していく。

（1）史跡の公開までの運営・体制

史跡の公開までは、新たな街を整備する段階であるため、将来を含めた史跡の保存や活用の方向性や具体的な方法の検討、それに伴う事業間の調整をしていくために現在の検討体制を継続していく。

<史跡の公開までに必要な検討体制（現在の検討体制を継続）>

・遺構の保存・活用に関わる検討体制

遺構の保存や活用の具体的な取組等について、「第8章整備」で示した整備の基本方針に検討を加え、実現性を高めた「整備基本計画」策定に向け、新たに整備基本計画策定委員会を設置し、有識者や文化財行政からの助言・指導・承認を受ける体制。

- ・遺構のモニタリング体制

周辺工事中の期間、土中保存されている史跡指定地の保存環境把握を目的としたモニタリングの実施体制と公開に向けた検討体制

- ・事業関係者間の調整に関わる検討体制

史跡指定地及び周辺の遺構の保存や活用と周辺まちづくりに伴う事業関係者間の調整について、官民の事業関係者間等との情報共有、協議をする体制

(2) 史跡の公開後の運営・体制

史跡の公開後については、新たな街の中で史跡の保存や活用に関わる管理や運営を実施していくことになるが、今後の土地区画整理事業の換地処分による土地所有者の変更や具体的な整備内容により、その管理や運営方法が決まるため、現在の連携体制を継続しつつ、管理や運営に必要な体制の構築に向けて、令和9年度（2027）頃の史跡の公開までに具体的な体制の検討を行う。

<史跡の公開後に必要な管理・運営体制（史跡の公開までに具体的化する体制）>

- ・遺構の保存・活用に関わる検討体制

史跡の公開後の史跡指定地及び周辺の遺構の保存や活用について、有識者や文化財行政からの助言・指導・承認を受ける体制

- ・遺構のモニタリング体制

遺構の露出等に向けた工事時や公開後の保存環境のモニタリングの実施や検証、対策が必要となった場合の検討に必要な体制

- ・史跡指定地の管理体制

史跡の公開に伴う、2街区の公園部や3街区の第7橋梁部の管理体制

- ・史跡や周辺の活用に関する管理・運営体制

移築遺構の管理、史跡の情報提供やガイダンスコーナー等の施設運営、史跡を活用したユニークベンチャーやイベントの運営、学校教育・生涯学習や観光等に関わる地域連携や地域住民の参画等の活用に関する管理・運営体制

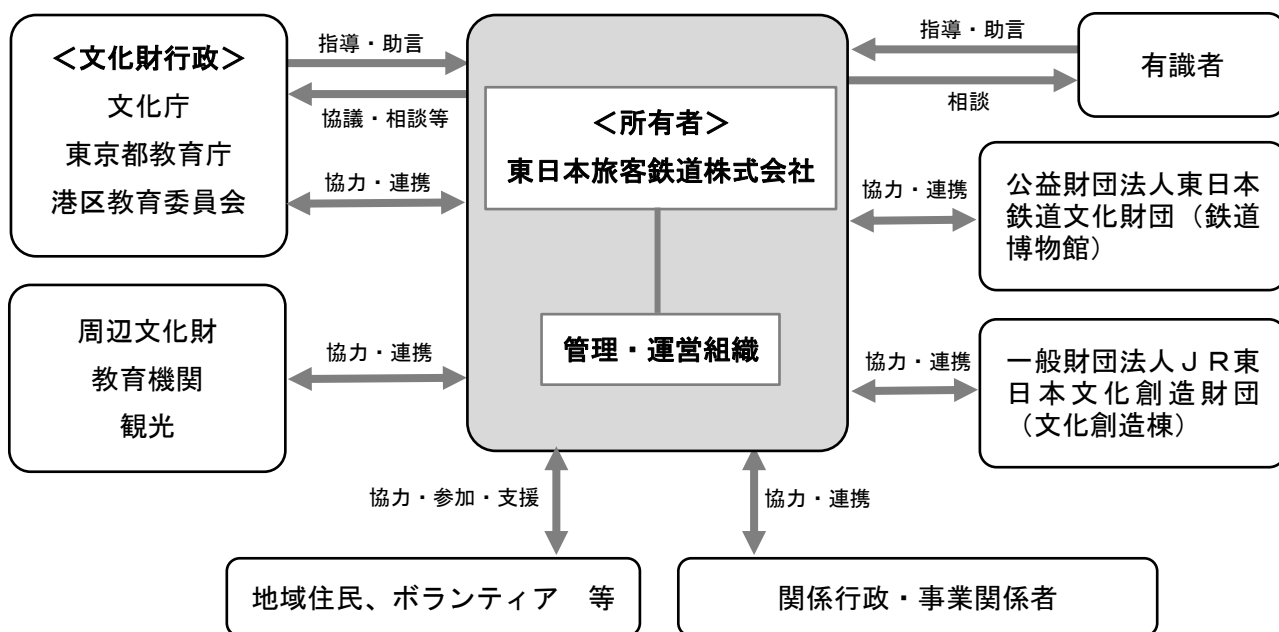


図 9-2-1 : 史跡公開後の連携体制イメージ